【町内の企業および個人事業主向け】

志賀町事業者等災害復興支援金

従業者規模に応じて支援金を交付し、事業継続をさらに支援します!

受付期間

令和6年 5. 7必 ~ 今和7年 3. 31月 まで

交付対象者

- 町内に事務所または事業所を有する事業者
- 町内に住所を有する農林水産漁業を営む事業者
- ※ 個人事業主で令和5年分確定申告において、公的年金を除き、事業収入を上回る収入のある者を除く
- ★ ただし、以下の補助金の交付を受けた者または交付を受ける予定の者を除く
 - ・志賀町なりわい再建支援補助金 ・志賀町農業共同利用施設災害復旧事業費補助金
 - •志賀町農業機械再取得等支援事業費補助金 •石川県漁船等災害復旧支援事業補助金
 - •被災木材加工流通施設等復旧対策事業費補助金

支援金額

- ・従業者とは、常勤かつ雇用保険被保険者に限る
- ・従業者数は、今和6年1月1日現在の従業者数とする

従業者数	0~4人	5~14人	15~29人	30~49人	50人以上
交付金額	10万円	25万円	50万円	100万円	250万円

必要書類

- 町内に主たる事務所または事業所を有する事業者であることを証明する書類の写し(確定申告書など)
- ・従業者数が分かる書類 など

申請方法

- 郵送または窓口申請(申請書類は志賀町HPからダウンロードできます)
- ※<u>申請は役場本庁舎1階・富来支所の特設窓口で受付します</u> (特設窓口は6月末まで)

【お問合せ先】

商工観光課 公 0767-32-9341 農林水産課 公 0767-32-9221 (受付:9:00~17:00 土 日 祝 を除く)





志賀町HP